

(参考) ごみ袋の価格改定のお知らせではありません。

令和 5 年 10 月 1 日から

芸北広域きれいセンターに ごみを持ち込む時の ごみ処理手数料が変わりました

ごみ処理経費の増加に伴い、芸北広域きれいセンターの施設持ち込み時のごみ処理手数料が変わりました。令和 5 年 10 月 1 日から、燃えるごみの処理手数料を次のとおり改定しました。持ち込みをされる皆様には、適正な費用負担について、ご理解をお願いいたします。

きれいセンター搬入時手数料

		改定前	改定後
燃えるごみ	一般家庭	65 円/10 kg	100 円/10 kg
	事業所	90 円/10 kg	125 円/10 kg

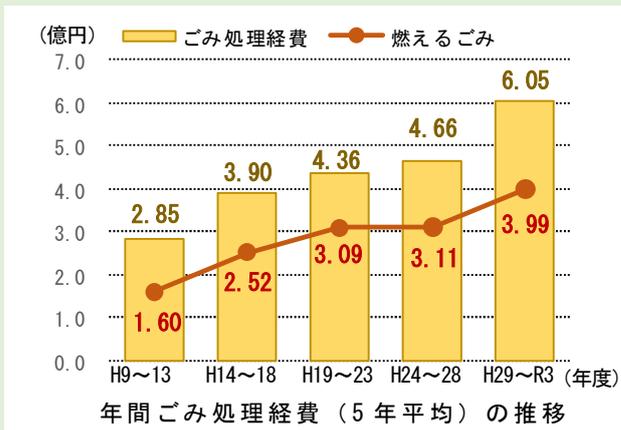
※ 今回改定を行ったのは、「燃えるごみ」の手数料です。他の種類のごみ処理手数料の改定は、行っていません。

(参考) きれいセンター持ち込み時のごみ処理手数料

区 分		燃えるごみ	燃えないごみ・有害ごみ	容器包装ごみ	粗大ごみ
一般家庭	改定前	65 円/10 kg	100 円/10 kg	30 円/10 kg	100 円/10 kg
	改定後	100 円/10 kg	100 円/10 kg	30 円/10 kg	100 円/10 kg
事業所	改定前	90 円/10 kg	120 円/10 kg	50 円/10 kg	160 円/10 kg
	改定後	125 円/10 kg	120 円/10 kg	50 円/10 kg	160 円/10 kg

ごみ処理手数料の改定理由

増加する処理経費の財源確保



☞ ごみ処理にかかる経費は、施設の老朽化に伴う修理費やごみ量の増加に伴い、年々増加しています。

☞ 特に燃えるごみの処理経費は、全体の約 60~70%で、最近高騰している光熱費の約 90%を占めており、今後も増加が予測されます。

(光熱費の比較)

区 分	令和 3 年度 (実績)	令和 5 年度 (予測)
燃えるごみ	3,218 万円	5,574 万円
燃えないごみ 粗大ごみ	312 万円	514 万円

受益者（排出者）負担の適正化



☞ 例えば、燃えるごみの平成 16 年度（市町合併時）と令和 3 年度の処理経費（10 kg 当たり）は、260 円から 401 円に増加していますが、処理手数料は 65 円のままで排出者の負担（受益者負担）割合は、減少しています。

☞ また、ごみ袋で出すよりも持ち込みの方が重量計算になるため、手数料が割安になっています。

適正な受益者負担により、ごみ処理体制を継続するため手数料の改定が必要です。

～ ごみの減量化・資源化と一緒に取り組みましょう！ ～